

議案第24号

一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (手当) 第9条 [略] 2 6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員（組合規則で定める職員を除く。）には、常勤職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）第2条第2項第1号中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の135</u> 」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の115</u> 」と読み替えるものとする。 | (手当) 第9条 [同左] 2 6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員（組合規則で定める職員を除く。）には、常勤職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）第2条第2項第1号中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の125</u> 」と、「 <u>100分の100</u> 」とあるのは「 <u>100分の105</u> 」と読み替えるものとする。 |
| 備考 表中の[]の記載は注記である。 | |

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

令和5年12月22日提出

大阪広域環境施設組合管理者 横山英幸

説 明

会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。